

(5)使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、下記の報告が必要となります。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で公表させて頂く場合があります。

① 補助対象事業終了後(定期報告アンケート)

補助対象事業者は、補助対象事業終了後3年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告アンケート」により報告して頂きます。また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力して頂くことがあります。※報告先が変更される場合は、前もってご連絡を差し上げます。

- 第1回 定期報告アンケート提出期限：平成28年10月末日（報告対象期間：平成28年 4月～平成28年9月分）
- 第2回 定期報告アンケート提出期限：平成29年 4月末日（報告対象期間：平成28年10月～平成29年3月分）
- 第3回 定期報告アンケート提出期限：平成29年10月末日（報告対象期間：平成29年 4月～平成29年9月分）
- 第4回 定期報告アンケート提出期限：平成30年 4月末日（報告対象期間：平成29年10月～平成30年3月分）
- 第5回 定期報告アンケート提出期限：平成30年10月末日（報告対象期間：平成30年 4月～平成30年9月分）
- 第6回 定期報告アンケート提出期限：平成31年 4月末日（報告対象期間：平成30年10月～平成31年3月分）

(6)取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助金受領日から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)
最終改正:平成14年12月13日法律第152号

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。